（受信契約の条項の認可申請）

第二十四条　法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　設定又は変更しようとする受信契約の条項

［二　略］

三　受信契約の条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

［四　略］

（収支予算の記載事項）

第二十六条　法第七十条第一項の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予算総則及び別表第二号に定める科目に従つて記載した予算書によつて提出するものとする。

一　受信契約者から徴収する受信料の額に関すること。

［二～六　略］

（情報提供の方法及び範囲）

第五十五条の二　［略］

２　法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　協会の業務に関する次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　法第二十条第十項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十四項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件

ト　法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

［チ～ヨ　略］

［三　略］

四　協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ　法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　略］

［五　略］

（添付書類）

第百四十三条　法第百三十三条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　受信契約者（法第百三十三条第一項の規定による届出をした者とその放送の受信についての契約をした者をいう。）の見込数

［五　略］

（契約条項の認可申請）

第二十四条　［同上］

一　設定又は変更しようとする契約条項

［二　同上］

三　契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

［四　同上］

（収支予算の記載事項）

第二十六条　［同上］

一　受信契約者から徴収する受信料の月額に関すること。

［二～六　同上］

（情報提供の方法及び範囲）

第五十五条の二　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　法第二十条第九項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十三項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件

ト　法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

［チ～ヨ　同上］

［三　同上］

四　［同上］

イ　法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　同上］

［五　同上］

（添付書類）

第百四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　受信契約者の見込数

［五　同上］